

## ファミリーシップ制度普及啓発事業業務委託仕様書

### 1 業務目的

本県は、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」（2022年4月1日施行）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、自治体が独自で取り組むことができる「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を2024年4月1日から運用している。

制度を活用したサービスや社内制度を導入する企業の増加に向けた啓発資料の作成や、制度の普及啓発に係るシンポジウムを開催することで、パートナーと共に歩む宣誓者及びその家族の人生が、愛知県内での生活で尊重され、自分らしく安心して暮らしていただく環境をつくり、全ての人の人権が尊重される社会の実現を図る。

### 2 業務内容

#### (1) 啓発資料の制作

ア 受託者は、冊子の作成に要するデザイン及び原稿等の制作及び印刷に係る一切の業務を行う。

イ 規格

(ア) A4判（縦）、16ページ程度（表紙・裏表紙含む）

(イ) 両面カラー4色刷

ウ 構成内容

ファミリーシップ宣誓制度の制度利用者が利用できる民間サービスの拡充及び福利厚生に係る社内制度での活用等、性的少数者が過ごしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を紹介する啓発資料を作成する。

受託者は、冊子の内容、構成を企画し、原稿及びデザインレイアウトを作成すること。なお、原稿の作成にあたっては、企業を始めとする民間事業者へ取材し、必要に応じて有識者等へ執筆依頼を行うこと。構成内容に関することは、愛知県と協議し決定するものとする。

#### [構成内容例]

- ・性の多様性に関する基礎知識
- ・性的少数者を取りまく現状、課題、当事者の声
- ・若者の意識（性の多様性に関する若者向けアンケート結果を踏まえて）
- ・愛知県ファミリーシップ宣誓制度について
- ・性的少数者が過ごしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等の紹介
- ・参考情報（相談先 等）

エ デザイン・制作の条件

(ア) 写真やイラストを用いる等、読み手にわかりやすく伝えるための工夫をすること。

(イ) 県政イメージアップマーク等、愛知県が指示する内容を記載すること。

(ウ) 書体については、ユニバーサルデザイン (UD) 書体を使用すること。

オ 成果物

(ア) 啓発冊子 (3,000 部)

(イ) 県 Web ページ掲載用 PDF データ (CD-R で提出)

(ウ) 製版用データ (CD-R で提出)

カ 納期及び納品先

令和 9 年 1 月 29 日 (金) 愛知県県民文化局人権推進課 (県東大手庁舎 3 階)

キ その他

(ア) 校正は、3 回以上とする。

(イ) 版下の使用権は県に帰属し、県において必要に応じて増刷できるものとする

(2) 啓発シンポジウムの開催

愛知県ファミリーシップ宣誓制度の普及や性の多様性への理解増進を目的としたシンポジウムを開催する。

ア 日程

啓発冊子納品後、令和 9 年 1 月～2 月頃 (1 回)

日程については、企画提案に基づき、県と協議の上決定する。

イ 対象

県民、企業等事業者等 100 名程度

ウ 内容

愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び性の多様性について、周知を図り、理解を促進できるシンポジウムを開催する。内容については、以下の例を参考にして提案するものとし、県は、企画提案に基づき受託事業者と協議の上、決定する。

<例>

- ・愛知県ファミリーシップ宣誓制度について
- ・性的少数者が過ごしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等の紹介
- ・性の多様性に係る基礎知識
- ・性的少数者を取りまく現状、課題 等

エ 開催方法

対面開催 (愛知県内) 及びオンライン開催を併用すること。実施方法詳細については、企画提案に基づき、県と協議の上決定する。

オ シンポジウムの開催に付随する業務

- ・開催日時、場所の調整
- ・講師の選定、講師との連絡調整、講師への謝金の支払い
- ・会場の設営、機器備品の確保、それに伴う支払い
- ・チラシの作成 (A4、フルカラー、3,000 部)  
※ 県と協議した日までに、愛知県県民文化局人権推進課へ納品すること。
- ・参加者募集に係る広報

- ・参加者へのアンケートの実施(アンケート項目は県と調整すること。)
- ・当日の運営・進行
- ・運営・進行に係る資料及び参加者への配付資料等の作成
- ・要約筆記の手配、それに伴う支払い

#### カ 成果物

##### (ア) 納品物

- ・シンポジウムの様子を記録した動画を DVD で提出すること。
- ・シンポジウムの概要、スケジュール、シナリオ、会場及び開催状況写真等で構成される実施報告書 1 部、電子データ一式を作成すること。

##### (イ) 納期及び納品場所

令和 9 年 3 月 15 日 (月) 愛知県県民文化局人権推進課 (県東大手庁舎 3 階)

### 3 業務完了届について

受託事業者は、すべての委託業務が完了したときは、業務完了届に事業の成果物に事業の成果等を記載し、成果物を添えて遅滞なく県に提出しなければならない。

### 4 その他

- (1) この業務にもとづき作成した成果物に関する権利は県に帰属するものとする。
- (2) 2 (1) ア啓発資料作成、2 (2) 啓発シンポジウム開催の実施にあたり、受託事業者が県に提供するテキスト、イラスト、図版等の教材に関する著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む)は、受託事業者に留保されるものとする。また、県は、2 (1) オ及び 2 (2) カに定める成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を公表する際には公開する範囲、公開時期及び方法等については両者協議の上で取り決めることとする。
- (3) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託事業者は誠意をもって対応し、解決すること。
- (4) 本件に関して、疑義が生じた場合及び本件仕様書に記載のない事項等については、県と協議すること。